令和3年度 坂東市 結婚新生活 支援補助金

制度が拡充されました

市内で新たに結婚生活を始めるための新居の購入費や家賃、引越費用の一部を助成します。（予算に限りがありますので、お早めにご相談ください。）

どんな世帯(夫婦)が対象なの？

次の全ての条件を満たす世帯(夫婦)です。

・令和３年１月１日から令和４年３月31日までの間に婚姻届を提出していること
・夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下であること
・夫婦の年間所得の合計が400万円未満で市税などの滞納がないこと
・新居が市内にあること
・他の公的制度による家賃補助などを受けていないこと

どんな費用が対象なの？

① 住居の購入費用（新築または中古住宅の購入費用）
② 住居の賃借費用（家賃、敷金、礼金、共益費、仲介手数料など）
③ 新居への引越費用（引越業者または運送業者に支払った費用）

いくら補助を受けられるの？

①～③を合わせて１世帯あたり最大**30**万円

申請方法は？

まずは企画課までお問合せください！
※市ホームページからもご確認いただけます▶

■お問合せ　企画課　☎0297(21)2181

国民健康保険の方の特定健診

年に一度は健診を受け 健康をチェックしましょう！

国民健康保険では、生活習慣病を早期に発見し健康を維持していくために特定健診を行っています。メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した健診とその結果により、本人に適した特定保健指導を行います。

◆対象者

坂東市国民健康保険に加入している方で40歳～74歳の方

◆健診に必要なもの

①特定健診受診券
②被保険者証(保険証)
③負担金
40歳～69歳の方　1000円
70歳～74歳の方　500円

◆今後の特定健診（コミュニティ健診）の予定

10月1日(金)から15日(金)にかけて、特定健診を行います。

健診会場などの詳細については、市ホームページをご覧いただくか、令和3年度坂東市保健事業予定表をご確認ください。

なお、新型コロナウイルス感染拡大予防のため、予約制とさせていただきます。あらかじめご了承ください。

特定健診には、保健センターや公民館などで受診する集団健診と医療機関で受診する個別健診があります。

※個別健診は市と契約している県内500以上の医療機関で受診することができます。

▲市ホームページはこちら

■お問合せ　保険年金課　☎0297(21)2187